

社会福祉法人野木町社会福祉協議会役員等報酬支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人野木町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、「役員等」とは、社会福祉法人野木町社会福祉協議会定款第18条及び第6条に定める役員及び評議員をいう。

(報酬)

第3条 役員等に支給する報酬は、次の各号により、予算の範囲内で定める。

- (1) 会長 月額 20,000円以内

(費用弁償)

第4条 無報酬の役員等が、理事会及び評議員会等に出席したときは、2,200円を支給する。なお、役員等がその職務のため旅行したときは、社会福祉法人野木町社会福祉協議会職員の給与及び旅費の支給に関する規程（平成18年野社協規程第1号）別表第3に規定する3級以上の職務にある者に支給される旅費相当額を費用弁償として支給する。

(重複報酬支払の禁止)

第5条 第3条の報酬及び前条の費用弁償は、野木町行政機関の職員が役員等に就任したときは、これを支給しない。ただし、旅費については、支給するものとする。

(報酬の支払方法)

第6条 報酬の支払方法は、本会職員の例による。

(委任規定)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則（平成29年野社協規程第16号）

この基準は、平成29年6月13日から適用する。